

豊田市版

# 企業等の農業参入 ガイドブック



豊田市 農政企画課・農業振興課・農業委員会

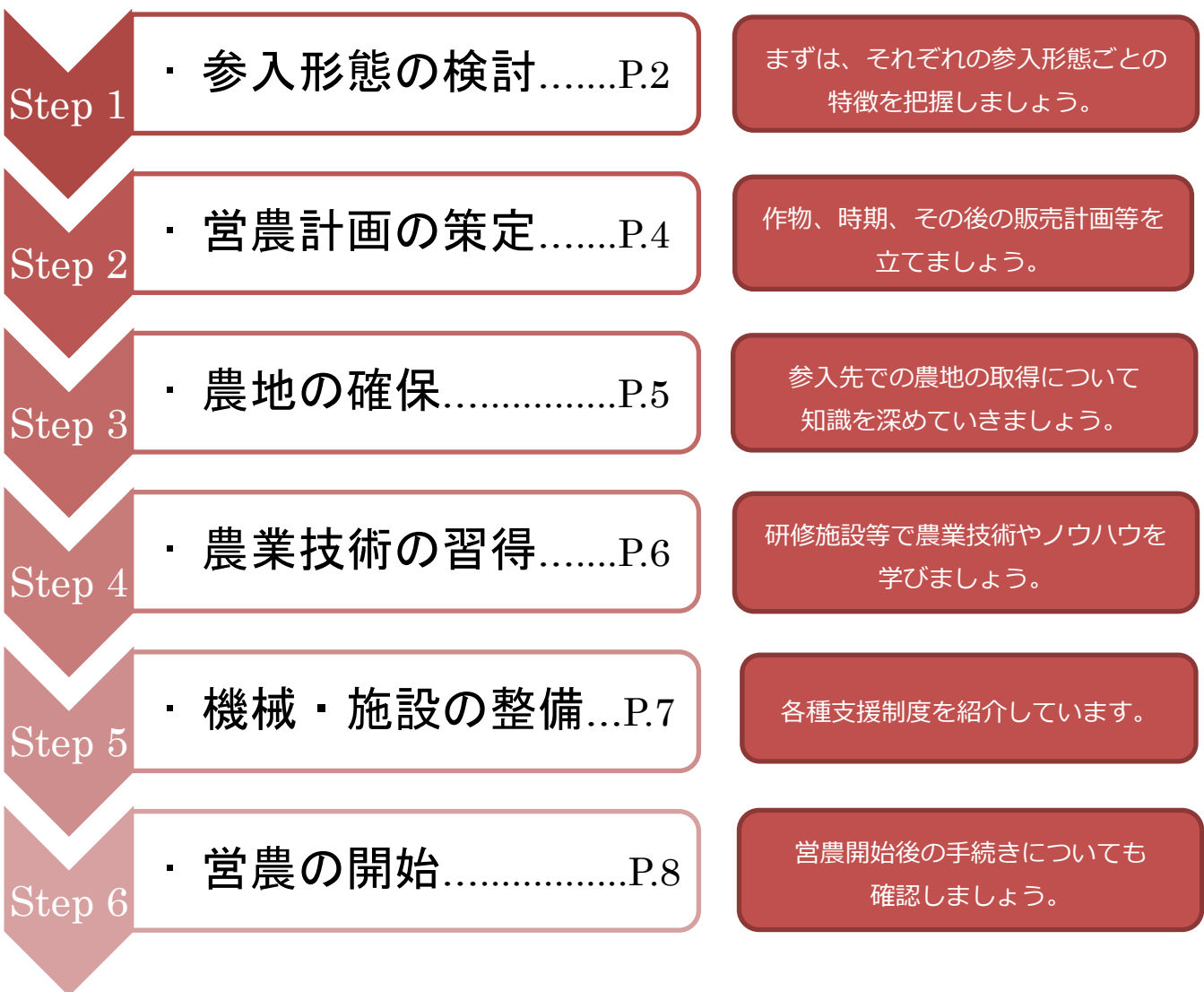
令和4年5月



# 企業等の農業参入について

新たなビジネスである農業に参入する場合、農業関連の法制度等を理解し、また、農産物の栽培技術や経営のノウハウを習得するなど、新たに必要となる知識も少なくありません。加えて、農地の所有者など、地域の関係者との連携や協力も重要となります。

本ガイドブックは、どのような視点で準備を進め、何に気を付ければよいか、企業の農業参入が少しでも円滑になることを目的に作成しました。以下、参入プロセスを参考に、農業参入を検討してみましょう。



【参考】 P.9~

- ① 市内参入事例紹介
- ② 豊田市の農業について
- ③ 農地バンクについて
- ④ 新規就農者（法人）が農地を借りる・買うには

## Step 1 : 参入形態の検討

企業等が農業に参入するには、いくつか方法がありますが、農地利用の有無で大きく要件が変わります。

### 1 農地を利用する場合

#### (1) 農地を取得する場合

⇒農地所有適格法人を設立する。

#### 農地所有適格法人とは…？

農地所有適格法人とは、農業者などの農業関係者が中心となって組織された農業を行う法人です。農地所有適格法人は、農業経営を行うために、農地の購入や借入ができます。

#### 要件

- ① 法人形態：農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
- ② 事業要件：主たる事業が農業であること（農産物の加工・販売等の関連事業を含む〔売上高が過半〕）
- ③ 構成員：農業関係者（農業の常時従事者、農地の権利提供者、地方公共団体、農業協同組合、農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体を通じて、法人に農地を貸し付けている個人等）が、総議決権の2分の1超であり、農業関係者以外が、総議決権の2分の1未満であること。  
※以前は「農業関係者以外の構成員は法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定する」とされていましたが、法改正により撤廃されました。
- ④ 役員：役員の過半が農業の常時従事者（原則、年間150日以上）である構成員であること。また、役員または重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則、年間60日以上）すること。

※農地を取得する場合は、農地所有適格法人を設立した上で、以下の要件を満たす必要があります。

- 1 農地のすべてを効率的に利用  
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
- 2 一定の面積を経営（下限面積）  
＜農業振興地域内＞
  - ・市内全域：10 a 以上  
＜農業振興地域外＞
  - ・小原地区、旭地区、足助地区、稲武地区：20 a 以上
  - ・旧豊田市、藤岡地区、下山地区：30 a 以上

## （2）農地を借入する場合

以下の要件を全て満たす場合、農地所有適格法人以外の法人でも、農地の使用貸借権または賃借権を取得できます。

- ① 賃借契約に解除条件が付されていること。  
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること。
- ② 地域における適切な役割分担（集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参加など）のもと、農業を行うこと。
- ③ 役員または重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が耕作などに常時従事すること。

## 2 農地を利用しない場合

農地を利用せず、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での水耕栽培等、農業経営を行うことは可能です。この場合、現在の法人形態のままでもよく、農地法の制限ありませんが、他法令等の確認が必要となるケースがあります。

## 3 農作業受委託により、農業に参入する場合

農作業受委託の場合、水稻の農作業（耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀等）、または麦作の農作業（耕起・整地、播種、収穫等）等を農業者から受けることで、農業参入は可能です。この場合、現在の法人形態のままでもよく、農地法の制限ありませんが、他法令等の確認が必要となるケースがあります。

Step 1 の問合せ先

・豊田市農業委員会事務局 電話：0565-34-6639

## Step 2 : 営農計画の策定

### 1 生産作物の選定

単に作物といっても、米、野菜、果樹、花きなど多岐に渡ります。作物を選択することで、今後の農業経営に必要な農地、機械・施設、生産技術（栽培方法、人材等）が明らかになってきます。

作物の選択に当たっては、地域に適する作目の情報や、作物ごとの栽培技術等に関する予備知識が必要です。

### 2 販売計画の策定

収穫した作物は販売しなければ収入となりません。安定収入を得るための販売計画（市場出荷、消費者直接販売、量販店等との契約販売、直売所販売等）を策定しましょう。

### 3 参入候補地の選定

参入候補地の選定にあたっては、営農計画を実行するために最も効率的で効果的と考えられる地域を選定するのが基本ですが、受け入れる地域の住民にとっては、「農業の継続性や農地の適切な管理、地域との良好な関係の構築などについて、初めての参入の場合は特に不安が大きい」ことを理解する必要があります。円滑な農業参入のためには、市や農業委員会、JA等との連携、地域住民の方々等との良好な関係の構築が欠かせません。

初めての参入の場合は、参入企業の所在地・活動エリアの周辺や、社員等の縁故の農地など（受け入れ側と参入側が顔見知りの地域）を選定する方が、スムーズな参入の可能性が高くなります。また、農地を利用する場合、農地バンク（P12参照）や全国農地ナビ（URL: <https://alis-ac.jp>）で農地情報を入手することができます。

### 4 経営目標の設定

生産する作物を決定したら、年間の売上目標及び目標達成に必要な生産規模、必要となるコストを設定しましょう。

#### Step 2 の問合せ先

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| ・ 愛知県豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課 | 電話：0565-32-7509 |
| ・ 豊田市役所農業振興課            | 電話：0565-34-6785 |
| ・ JAあいち豊田 営農指導課         | 電話：0565-31-2460 |
| ・ 豊田市農業委員会事務局           | 電話：0565-34-6639 |

## Step 3 : 農地の確保 一場所の選定と各種制度一

### 1 現地調査の実施

参入形態や候補地が決定したら、実際に現地に出向き、営農計画が実行可能な農地の有無について調査しましょう。

生産する農作物に適した日当たり、水利、土壌など生産条件はもちろん、生産物の出荷・販売のための利便性、休憩所・農機具格納庫など管理施設の設置が可能かなど多方面からの検討が必要となります。

### 2 農業参入の意思表示

農業経営に農地が必要な場合は、農地所有者との合意を得たうえで、農地法、又は農業経営基盤強化促進法等に基づき、農地を借り入れることとなります。

しかしながら、企業を受け入れる地域では、農業の継続性や農地の適切な管理、地域と企業の良い関係の構築などについて不安視されがちです。

そのため、あらかじめ、市や農業委員会、JA、土地改良区、地域住民の方々に対し、企業としてどのような農業に取り組むのか意思表示し、理解を得ておく必要があります。

### 3 農地の売買・貸借に関する制度の確認

個人や法人が農地を売買又は貸借する場合には、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と、市町村が定める「農地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）、農地中間管理機構（農地集積バンク）が定める「農用地利用配分計画」により権利を設定・移転する方法があります。

「農地利用集積計画」による権利の設定・移転を希望する場合、1件目は必ず農業委員会等の審査を受ける必要があります。

Step 3 の問合せ先

・ 豊田市農業委員会事務局      電話：0565-34-6639

## Step 4 : 農業技術の習得

農業経営の安定化を図るためには、生産量や品質を高水準で安定化させる必要があり、そのためには、栽培技術等を備えた人材育成が必要になります。

農業経験を有する自社社員を選定して育成していくのか、外部から新たな人材を雇用するのかなどを検討したうえで、組織として農業部門の設置や担当者の配置を行いましょう。

豊田市では、農作物栽培の技術を学べる場として「農ライフ創生センター」を開設し、あいち豊田農業協同組合と共同で運営しています。自社社員を農業技術者として育成するため、当センターで農業技術を学んでいただくことも可能です。また、県の農業大学校においても、各種技術の習得や農業経営に関する研修が展開されています。その他、先進的な取組を行っている農業者のもとで、農業技術を習得される場合もあります。

### Step 4 の問合せ先

- ・ 豊田市農ライフ創生センター 電話 : 0565-43-0340
- ・ 愛知県立農業大学校 (岡崎市) 電話 : 0564-51-1034



## Step 5 : 機械・施設の整備 ー各種支援制度の紹介ー

### 1 認定農業者

認定農業者の制度は、意欲ある農業者が自己の経営の発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画書を作成し、市の認定を受けることで補助や融資などの各種支援を受けることができる制度です。

### 2 機械・施設導入時の支援制度

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、山間地営農等振興事業等、農業用機械・施設を導入する際に活用できる、市や県、国の補助事業があります。事業者、又は事業内容等によって、補助限度額や採択条件が異なりますので、事前に市役所農業振興課までお問合せください。

### 3 植物工場の立地に伴う支援

完全人工光型の植物工場で野菜等を生産する事業を実施する場合は、企業立地奨励金の対象となる可能性があります。詳細については、豊田市役所産業労働課へお問い合わせください。

#### Step 5 の問合せ先

- ・豊田市役所農業振興課 電話：0565-34-6785
- ・豊田市役所産業労働課 電話：0565-34-6641
- ・豊田商工会議所 電話：0565-32-4567



## Step 6 : 営農の開始 ー開始後の手続きー

営農開始後は定期的な事業報告が必要です。

### 【農地所有適格法人】

- ・農地所有適格法人の要件適合状況について、年1回農業委員会へ報告

### 【一般の法人】

- ・農地の利用状況等について、年1回農業委員会へ報告

※営農にあたり、農地を適正に利用して営農することは言うまでもありませんが、地域の行事（農道の草刈り、水路の清掃、土出し等）に参加するなど、地元に根ざした農業経営を目指しましょう。

Step 6 の問合せ先

- ・豊田市農業委員会事務局 電話：0565-34-6639

## 参考① 市内参入事例紹介

### 1 杉田組

- 【経営地】 稲武地区
- 【取組品目】 ブルーベリー
- 【経営規模】 約 4 ha



【参入背景】 建設業を主としていた株式会社杉田組は、今後想定される工事量の減少に対する雇用の維持と中山間部での遊休農地の解消を目的に参入を行った。当時、特定法人貸付事業を活用して農業参入を始めたが、選択した作物であるブルーベリーについては、地域に専門家がいなかったため、栽培技術の習得や販路の確保に苦労していた。現在では4 ha ほどの農地に約 50 種のブルーベリーを栽培し、観光農園の開設や6次産業化の取組を行っている。

### 2 TAIKEI ファーム

- 【経営地】 猿投地区
- 【取組品目】 イチゴ
- 【経営規模】 約 3,700 m<sup>2</sup>



【参入背景】 太啓建設株式会社は、一般法人として水稻の栽培を行っており、当初はグループ会社で経営している飲食店や社員向けにお米の販売を行っていたが、アグリ事業のさらなる推進に向け、2018年に農地所有適格法人「TAIKEI ファーム株式会社」を設立した。従来取り組んできた水稻から、イチゴを経営品目の主体とした営農計画に変更し、施設や栽培技術の習得、また環境整備を進めることで、2021年には観光農園を開設した。

## 参考② 豊田市の農業について

### 1 土地利用型農業が盛んです

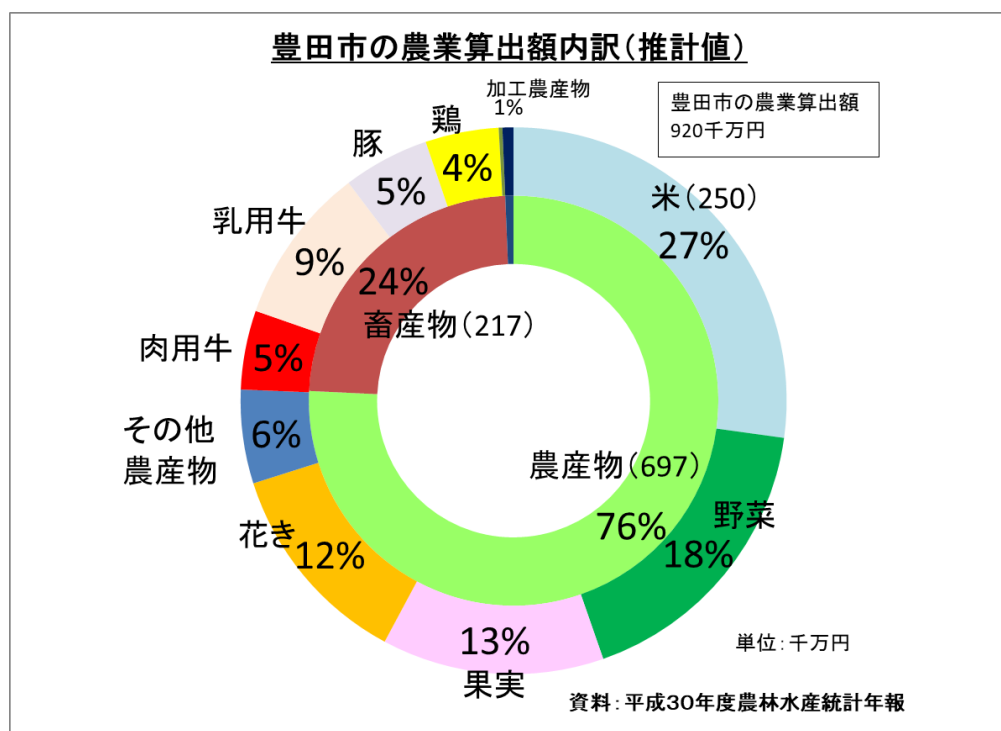
市南部の上郷・高岡地区を中心に水稻主体の土地利用型農業が盛んに行われており、利用集積を進めながら、農地所有適格法人・認定農業者により大規模な経営が営まれています。

参考) 土地利用型農業…米、麦、大豆などに代表されるように、面積あたりの収入は低いが大規模に経営できる農業形態

### 2 多彩な農産物が生産されています

平坦地から山間地域までの標高差や気候・土壌条件を生かして、野菜（なす・白菜・スイカ・自然薯）、果樹（桃・梨・ぶどう・いちじく・ブルーベリー）、花き（シンビジウム・小菊）などの多様な農産物が生産されています。水稻は県内第1位（R2年産）の生産量です。

これらの農産物は、特産品として、ブランド化も積極的に進められています。



### **3 第2種兼業農家や自給的農家が約9割を占めています**

平成27年農林業センサスによると、総農家数に占める第2種兼業農家または自給的農家の割合は約9割（88.6%）。また、販売農家に占める女性の割合は52.0%、販売農家に占める65歳以上高齢者の割合は75.8%で、女性や高齢者が本市農業者の担い手として大きな役割を果たしています。

特に市内の農産物直売施設などに出荷される農産物の多くは、女性や高齢の農業者によって生産されています。

### **4 消費地環境に恵まれています**

本市は県内第2位の人口を有し、市内に公設卸売市場もあり、消費者とより直結した農業を展開できる可能性を有しています。また、名古屋市をはじめとする近隣都市など多くの人口を抱える消費地に近いことが大きな特徴です。

さらに東名、新東名、東海環状、伊勢湾岸といった高速道路網が充実しており、東京、大阪方面へも短時間での出荷が可能です。

### **5 都市と農山村交流の多様な取組が行われています**

農山村の多様な景観や地域資源を生かして、農産物・農産加工品の販売や多様な山里暮らしのできる施設や受入組織が生まれています。また、都市と農山村交流の多様な活動が都市・農山村交流の実践・支援を行う市民グループや組織などによって、行われています。

## 参考③ 農地バンクについて

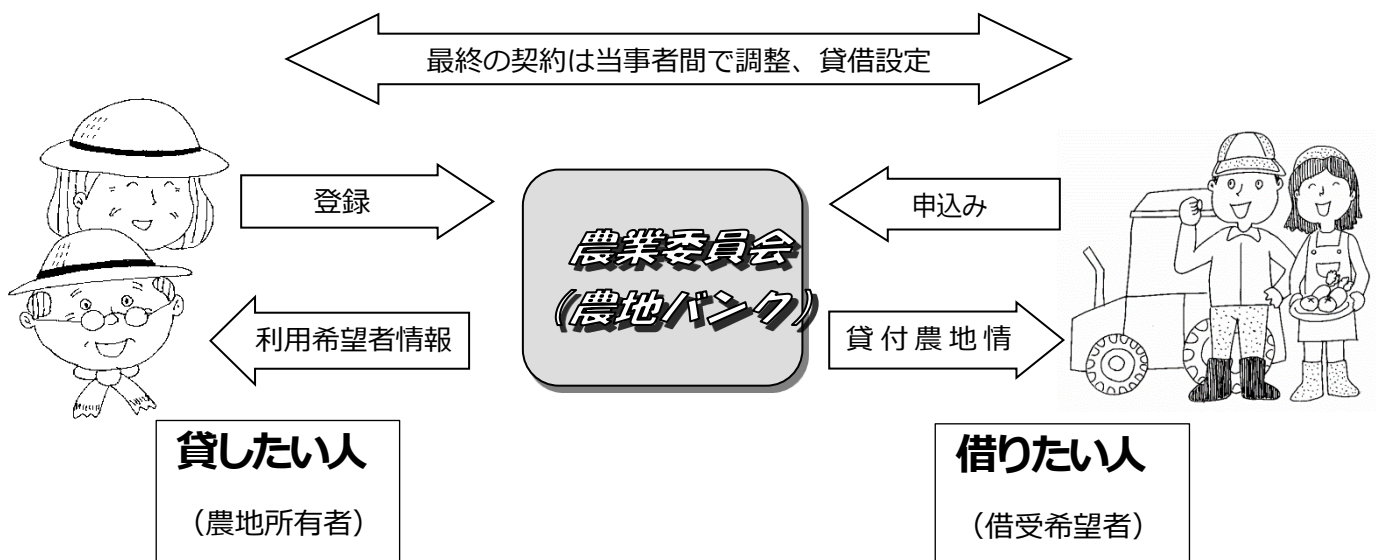
最近、農業者の高齢化や農地の相続等によって、所有者では管理できない農地が増えて耕作放棄地となっています。また、農地を借りたくても情報がなくて困っているという農業者も増えています。

そこで、豊田市農業委員会では、農地の有効利用を図るために、農地バンク制度を進めています。

### ■ 農地バンク制度について

農地バンク制度は、農地の所有者が管理できなくなった農地を登録していたとき、農業委員会が借りたい方へ紹介し利用していただくための制度です。

#### ■ 農地バンクのイメージ ■



### ■ 農地を借りることができる人

- ①既に 1,000 m<sup>2</sup>以上耕作している個人・法人
- ②これから農地を借りて農業経営をしたい個人・法人
- ③農ライフ創生センター担い手づくりコースの修了生

※ 農業経験のない方には、借りた農地を借主が適正に利用していない場合に貸主が賃借を解除することができる「解除条件付利用権設定」での手続きとなります。

※ 新規で法人が農地を借りる場合は事前審査会での承認が必要となります。

## ■ 農地の登録について

### ■ 貸付希望農地の登録について

- ・登録は随時受け付けています。登録申請書に必要事項を記入して提出してください。

### ■ 登録できる農地について

- ・農地所有者が管理できなくなった農地（市街化区域及び山林・原野化した農地は登録できません）
- ・登録には農業委員会の審査があります。

### ■ 賃借料について

- ・ご希望の金額を記入できますが、実際の金額は利用希望者と相談していただきます。毎年1回、平均的な賃借料水準を市ホームページにて公表する予定です。参考にしてください。

### ■ 注意!!

- ・農地バンクでは、農地の売買の斡旋は原則として行いません。
- ・農地バンクに登録されても、借受人が見つかるまで草刈等の管理を行って下さい。



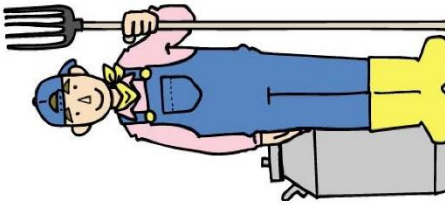
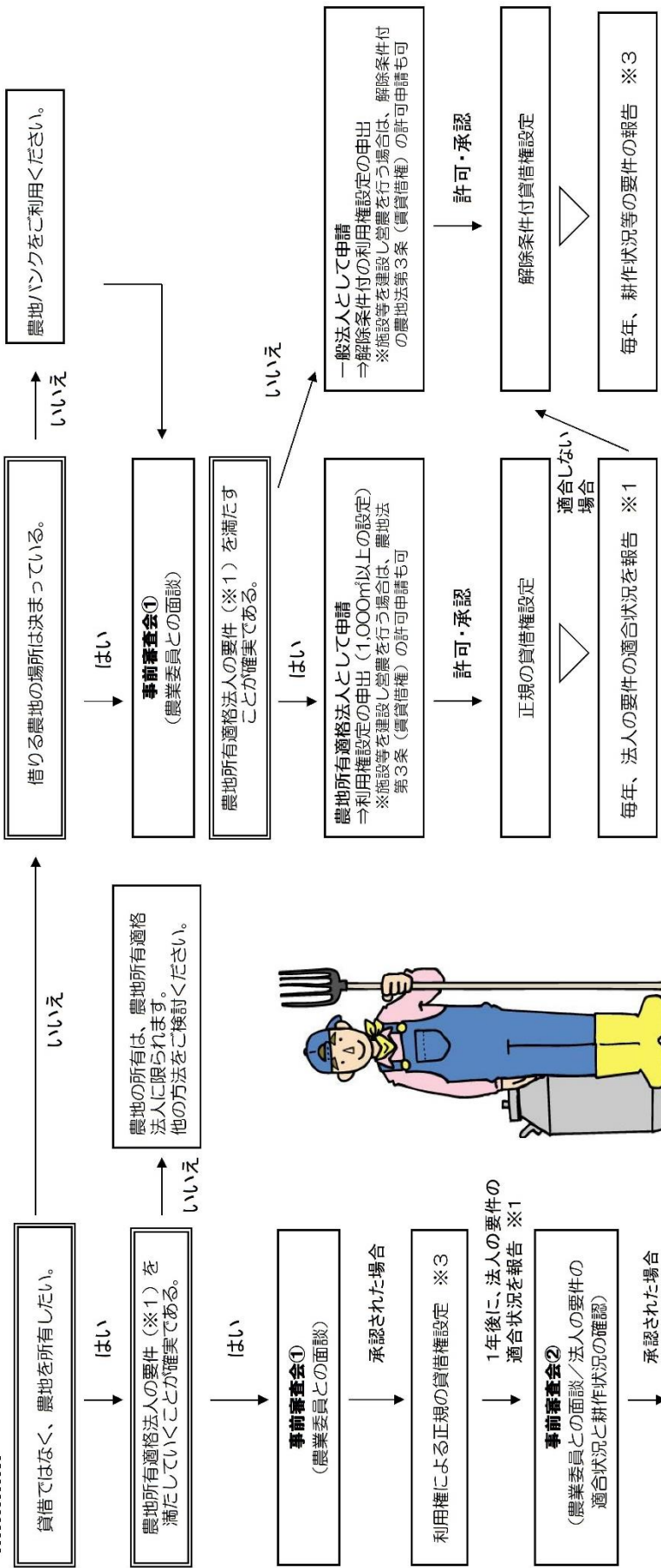
お問合せ 豊田市農業委員会事務局  
(TEL 0565-34-6639)

# 参考④

## 新規就農者(法人)が農地を借りる・買うには

平成28年4月1日から「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に変更されます。  
名刺や看板、法人登記等に付けている「農業生産法人」という名称は変更の必要なく、そのまま使用できます。

スタート



<p>借りる農地の場所は決まっている。</p> <p>いいえ → 農地バンクをご利用ください。</p> <p>はい → 事前審査会① (農業委員との面談)</p> <p>農地所有適格法人の要件 ※1 を満たすことが確実である。</p> <p>いいえ → 一般法人として申請 ⇒ 解除条件付の利用権設定の申出 ※施設等を建設し営農を行う場合は、解除条件付の農地法第3条(買貸借権)の許可申請も可</p>	<p>農地所有適格法人(農業生産法人)の要件 &gt; ※1</p> <p>1) 法人形態要件 ⇒ 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社</p> <p>2) 事業要件 ⇒ 農業部門の売上高が全体の過半(決算書等で確認)</p> <p>3) 構成員要件 ⇒ 農業の常時従事者(150日以上)、農地権利提供者、作業受託者 など ⇒ 農業者以外の割合は議決権の2分の1未満まで</p> <p>4) 役員全体の過半が農業常時従事者(150日以上)である「構成員」 ⇒ 役員等のうち1人以上が農作業に常時従事</p> <p>※毎年1回、農地法第6条第1項に基づき法人要件の適合状況を報告</p> <p>&lt;下限面積(農地法第3条第2項第5号) &gt; ※2 (農業振興地域内) 小原地区、旭地区、足助地区、稲武地区、20アール 市内全域：10アール 旧豊田市、藤岡地区、下山地区：30アール</p>
<p>農地所有適格法人として申請 ⇒ 利用権設定の申出(1,000㎡以上の設定) ※施設等を建設し営農を行う場合は、農地法第3条(買貸借権)の許可申請も可</p> <p>はい → 正規の貸借権設定</p> <p>いいえ → 解除条件付貸借権設定</p>	<p>&lt;解除条件付貸借権設定に関する要件&gt; ※3</p> <p>1) 業務執行役員が1人以上が農業に常時従事すること</p> <p>2) 地域の他の農業者と適切な役割分担を行うこと</p> <p>3) 農地を適正に利用していない場合は貸借解除</p> <p>※毎年年度末から3か月以内に耕作状況の報告をいただきます。</p> <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前審査会は、申込みがあっから原則1か月以内に開催しますのでご相談ください。</li> <li>法人が、農地法第3条の許可を経て所有権を取得した農地については、原則として農地転用は出来ません。</li> <li>また、法人の要件を欠いた場合には、法人の所有農地を国が買取することとなる旨の規定もあります(農地法第6条及び第7条)。</li> </ul>